

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年10月9日（金） 10：00～10：11

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣
麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）
田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）
野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）
梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）
平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）
小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
橋 本 聖 子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）
井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠 席 者：茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官
岡 田 直 樹 内閣官房副長官
杉 田 和 博 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 4 件
- 国会提出案件 3 件
- 政令 5 件
- 人事 3 件
- 報告 5 件
- 配布 1 件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○加藤国务大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「立皇嗣の礼における立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀の挙行日」について、御決定をお願いいたします。本件は、当分の間、延期することとしておりました両儀式の挙行日を11月8日とするものであり、内閣告示をもって公示することとしております。あわせて、「立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表」について、御決定をお願いいたします。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ウガンダ国」、「エチオピア国」及び「トンガ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、国家公務員及び自衛隊員に係る「令和元年度の倫理に関する状況報告」及び国家公務員の「倫理規程等に関する報告」について、御決定をお願いいたします。

「令和元年度の倫理に関する状況報告」は、国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法に基づき、提出が義務付けられている各種報告書の提出件数及び倫理法の周知徹底のために講じた施策などを、「倫理規程等に関する報告」は、倫理法に基づき、倫理規程の改正状況等を、それぞれ国会に報告するものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「中核市の指定政令の一部を改正する政令」は、松本市及び一宮市を中核市に指定するものであります。

次に、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令」は、入院の勧告・措置の対象を、65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者等に限定するものであります。

次に、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」は、障害者雇用率等の経過措置の廃止期限の到来に伴い、当該措置を定めた規定等の削除を行うものであります。

次に、「肥料の品質の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、肥料の種別ごとに定める主要な成分に係る規定を削除する等の措置を講ずるものであります。

次に、「愛玩動物看護師法の施行期日令」は、同法の施行期日を、令和4年5月1日と定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、財務官岡村健司外6名に、国際通貨基金第75次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理等を命ずること外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、原田茂治外164名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、「一般職の職員の給与についての人事院の報告及び勧告」について、御報告があります。本件につきましては、去る7日に、国会及び内閣に勧告がなされたものであり、後程、河野大臣から御発言があります。

次に、一般職の国家公務員等及び自衛隊員に係る再就職状況の令和2年度第1・四半期報告及び令和元年度公表があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等からの再就職に関する届出事項について内閣に報告するものであり、あわせて、昨年度の報告を取りまとめ公表するものであります。本年4月から6月までの間になされた届出件数は、一般職の国家公務員等によるものは421件、自衛隊員によるものは62件となっており、また、昨年度においては、一般職の国家公務員等によるものは1,648件、自衛隊員によるものは203件となっております。

次に、配布資料といたしまして、「家計調査報告」があります。本件につきまして、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をモンゴルとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援」に、250億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、河野大臣。

○河野国務大臣：去る10月7日、人事院から、国家公務員の給与のうちボーナスについての勧告及び報告が提出されました。今回の人事院勧告は、民間給与の実態を反映し、ボーナスを引き下げる勧告となりました。この勧告を受けて、先ほど、給与関係閣僚会議が開催され、国家公務員の給与の取扱いを協議し、引き続き検討することとされたところであります。

○加藤国務大臣：次に、総務大臣。

○武田国務大臣：本日、家計調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。2人以上の世帯の8月の消費支出は、新型コロナウイルスの感染再拡大による自粛などの影響により、1年前に比べ名目6.7%の減少、実質6.9%の減少となりました。マスクなどの「保健医療用品・器具」や、豚肉などの「肉類」などが実質増加となった一方、パック旅行費などの「教養娯楽サービス」や、飲酒代などの「外食」などが実質減少となりました。8月の2人以上の世帯の消費支出は、7月と比べ、巣ごもり需要などの影響で増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響は続いており、引き続き今後の動向を注視してまいります。

○加藤国務大臣：次に、外務大臣臨時代理たる私から、モザンビーク・カーボデルガード州及びその周辺地域における人道危機に対する緊急無償資金協力について、申し上げます。モザンビーク・カーボデルガード州における治安状況悪化による国内避難民増加等の人道危機に対する支援として、国際移住機関、国連世界食糧計画を含む5つの国際機関に対し、合計420万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。内容としては、モザンビーク・カーボデルガード州及びその周辺地域において、援助を必要とする人々に対し、食料、医療資材、簡易住宅建設用資材等の援助物資の提供、安全な水の確保やキャンプ内の環境整備等の支援を実施するものです。

これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令和 2 年 〕 (金)
10 月 9 日

◎ 一般案件

- 資料あり ○ 立皇嗣の礼における立皇嗣宣明の儀及び朝見の儀の挙行日について (決定) (宮内庁)
- 〃 ○ 立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の実施について (決定) (内閣官房)
- 資料なし ☆ ウガンダ国駐箚特命全権大使福澤秀元外 2 名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使亀田和明外 2 名の解任状につき認証を仰ぐことについて (決定) (外務省)

◎ 国会提出案件

- 資料あり ○ { 1. 令和元年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について (決定) (内閣官房)
1. 令和元年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について (決定) (防衛省)
1. 国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告について (決定) (内閣官房)

◎ 政 令

- 資料あり ○ 地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (決定) (総務省)
- 〃 ○ 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令 (決定) (厚生労働省)
- 〃 ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 (決定) (同上)

- 資料あり ○肥料の品質の確保等に関する法律施行令の一部を
改正する政令（決定）（農林水産省）
- 〃 ○愛玩動物看護師法の施行期日を定める政令
（決定）（農林水産・環境省）

◎人 事

- 資料あり ○財務官岡村健司外6名に国際通貨基金第75次年
次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理等を、
財務官岡村健司外3名に多数国間投資保証機関第
33次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理
を命ずることについて（決定）
- 資料なし ☆検事朝倉佳秀外61名を判事兼簡易裁判所判事に
任命し、簡易裁判所判事吉田泰造を願に依り免ず
ることについて（決定）
- 資料あり ☆静岡県立大学名誉教授原田茂治外164名の叙位
又は叙勲について（決定）

◎報 告

- 資料あり ☆一般職の職員の給与についての人事院の報告及び
勧告について（内閣官房）
- 〃 ☆国家公務員法第106条の25第1項等の規定に
基づく報告について（同上）
- 〃 ☆自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報
告について（防衛省）
- 〃 ☆国家公務員法第106条の25第2項等の規定に
基づく国家公務員の再就職状況の公表について
（内閣官房）
- 〃 ☆自衛隊法第65条の11第6項の規定に基づく自
衛隊員の再就職状況の公表について（防衛省）

◎配 布

- ☆家計調査報告（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 2 年 〕
〔 10 月 9 日 〕 (金)

◎ 一 般 案 件

資 料
な し ○ 円 借 款 の 供 与 に 関 す る 日 本 国 政 府 と モ ン ゴ ル 国 政 府 と の 間 の 書 簡 の 交 換 に つ い て (決 定)(外 務 省)

[○ 署 名 あ り ☆ 署 名 な し]